

久留米市公告第 233 号

令和 8 年度雇用優良事業所表彰及び技能・技術奨励者表彰ポスター・記念品等作成業務について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 17 日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- （１）業務名：令和 8 年度 雇用優良事業所表彰及び技能・技術奨励者表彰
ポスター・記念品等作成業務
- （２）履行場所：久留米市内
- （３）業務内容：別紙仕様書のとおり
- （４）履行期間：契約締結日から令和 8 年 12 月 28 日まで
- （５）予定価格及び入札比較価格：2,247,212 円（入札比較価格 2,042,920 円）
- （６）前払い金及び部分払いは無

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- （２）久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）により指名停止措置を受けていないこと。
- （３）国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- （４）入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 県税
- （５）電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

- (8) 久留米市内に本店又は支店等を有する事業者であること。
- (9) 本業務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有し、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。
- (10) 企業PRに関するホームページ・SNSの運用や情報誌等の制作に関わった実績があること。

3 契約条項を示す場所

10 事務局

4 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の(1)に掲げる提出書類を持参又は郵送にて提出すること。

ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登録者については、ウ～オの提出書類は提出しなくてよいものとする。またエ、オは締切日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 参加資格に係る申立書（様式第2号）
- ウ 役員等調書及び照会承諾書（様式第3号）
- エ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）
- オ 次に掲げる、入札参加者の所在地区別及び法人・個人別の納税等証明書

所在地区分			税区分		納税等証明書	
				税目	法人	個人
	市外 (県外)	国税等		法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
	市外 (県内)	福岡県税		法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
	市内	久留米市税		法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
		久留米国保		国民健康保険	—	

カ 委任状〔入札参加資格確認申請時〕（様式第4号）

※支店等に入札参加や契約手続き等の委任を行う場合のみ

(2) 提出期限

令和8年8月24日（月）17時必着

(3) 提出先

10 事務局

(4) 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を次により通知する。

通知方法：電子メールにて通知

通知時期：令和8年9月4日（金）

(5) 入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされる者のみ、入札に参加できるものとする。（入札参加資格なしとされた者及び提出期限までに（1）の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。）

5 入札方法

(1) 入札日時：令和8年9月8日（火） 10時

(2) 入札場所：久留米市庁舎 11階会議室

(3) 入札金額：

入札書（様式第5号）に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免税事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記載すること。

(4) 委任状：

会社代表者以外の者が入札する場合は、入札前に委任状〔入札参加時〕（様式第6号）を提出すること。

(5) 入札回数：2回まで

(6) 落札者の決定方法：

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(7) 入札辞退：

入札参加資格確認申請書を提出後、入札を辞退する者は、入札執行前までに入札辞退届（様式第7号）で届け出なければならない。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税額相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。

入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。

入札保証金は入札終了後に返還する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。

ただし、久留米市金銭会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書で提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8 その他入札に必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

①受付期間：公告日から令和8年8月31日（月）17時必着

②受付場所：10 事務局

③質問の提出方法：

質問表（様式第8号）をFAX又はEメールで提出し、電話にて着信を確認すること。
電話での質問は受け付けない。

④質問に対する回答：

令和8年9月2日（水）までにEメールで回答する。また必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日から起算して6日以内（期間の満了日が久留米市の休日定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで）に契約しなければならない。

9 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていることが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に記載されている者は、この限りではない。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市商工観光労働部労政課

住所：久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9046

FAX：0942-30-9707

Eメール：rousei@city.kurume.lg.jp